

第7期 出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(平成30年度(2018)～平成32年度(2020))

【概要版】

平成30年(2018)3月

出 雲 市

I 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき市が策定する計画であり、平成30年度(2018)から32年度(2020)の高齢者福祉及び介護保険事業に関する取組を定めたものです。

平成37年度(2025)までの要介護認定者数の推計等を行いながら、今後3年間の介護サービス必要量を見込んでいるほか、介護予防事業・認知症ケア・在宅医療と介護の連携等、地域包括ケアシステムの推進に取組む方策を掲げています。

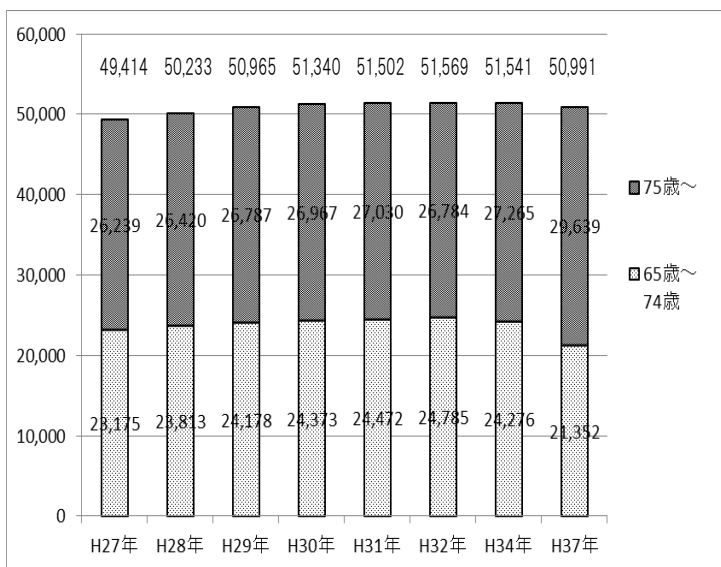
II 要介護（支援）認定者数の推計

《高齢者数の推計》

65歳以上の高齢者数全体は、平成32年頃までは増加しその後は減少に転じる見込みですが、75歳以上の後期高齢者数は、微増減を繰り返しながら平成34～37年にかけて大きく増加すると見込んでいます。

《要介護（支援）認定者数の推計》

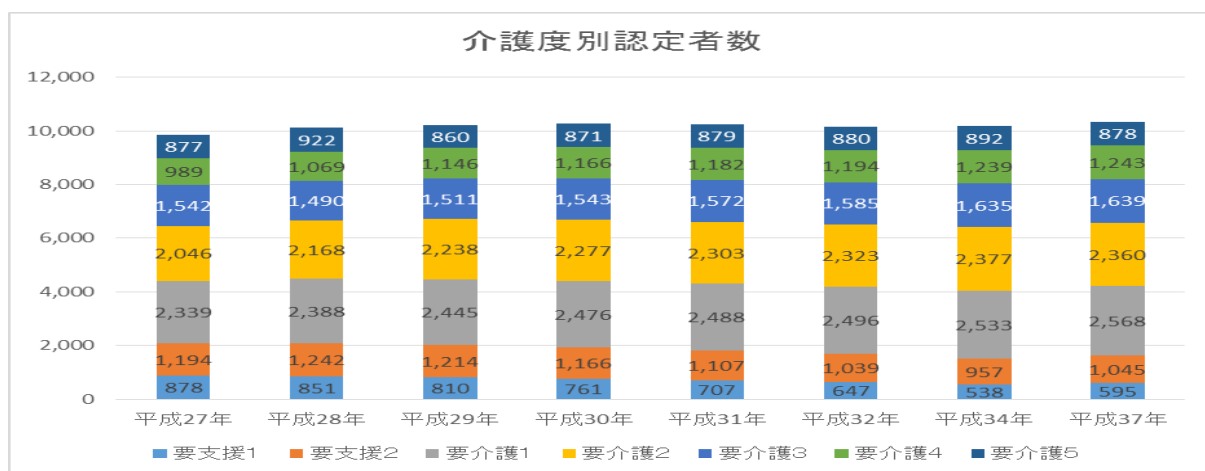
要介護者数は高齢者数の増加に伴い増えていく一方で、要支援者数は総合事業の影響で減少するため、全体として横ばいの傾向で推移しながら、平成37年前後に増加すると見込んでいます。



高齢者数の推計 (人)

【出雲市の認定者数推計（平成30～37年）】 (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成34年	平成37年
要支援1	878	851	810	761	707	647	538	595
要支援2	1,194	1,242	1,214	1,166	1,107	1,039	957	1,045
要介護1	2,339	2,388	2,445	2,476	2,488	2,496	2,533	2,568
要介護2	2,046	2,168	2,238	2,277	2,303	2,323	2,377	2,360
要介護3	1,542	1,490	1,511	1,543	1,572	1,585	1,635	1,639
要介護4	989	1,069	1,146	1,166	1,182	1,194	1,239	1,243
要介護5	877	922	860	871	879	880	892	878
計	9,865	10,130	10,224	10,260	10,238	10,164	10,171	10,328



Ⅲ 計画の基本構造

【計画の目標】

高齢者が生活環境を問わず家庭や地域で自立して生活できること

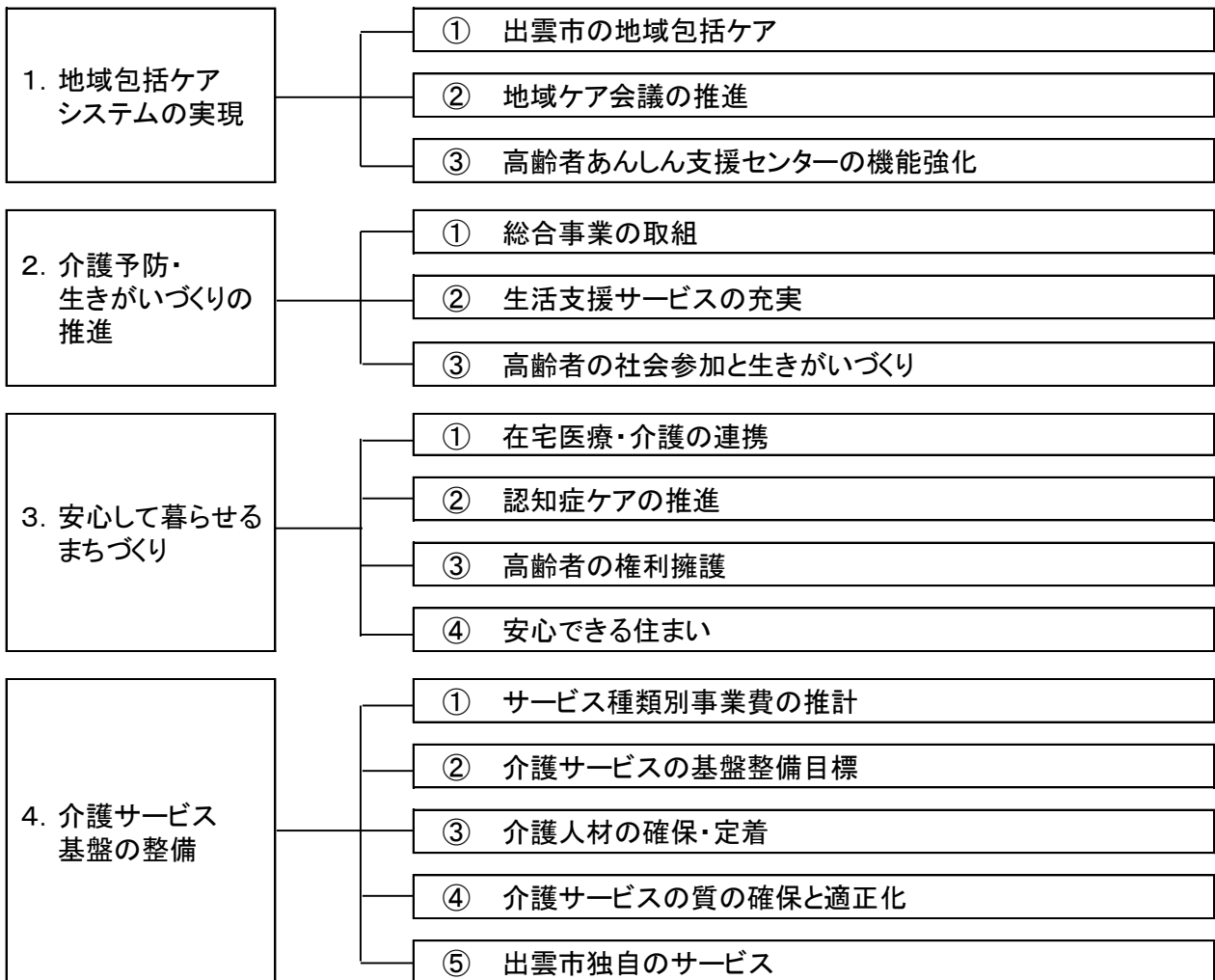
【行動の指針】

高齢者の自立を支える

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者の生活機能の自立を支援していくと共に、健康づくり・介護予防・交流・社会参加等の機会の確保、生きがいつくり、地域の福祉コミュニティの形成等を進めます。

高齢者の生活を支える

加齢や疾病の過程でも、高齢者が住み慣れた地域で適切なケアを受けられるよう、身近な地域における介護サービス基盤の整備、相談援助体制の構築、医療と介護の連携、認知症ケアの体制づくり等を進めます。



IV 計画の特徴と具体的な取組

本期計画の特徴と具体的な取組は次のとおりです。

1 地域包括ケアシステムの強化に向けた取組

平成 26 年の介護保険法改正により、「介護予防・日常生活支援総合事業」が制度化されるとともに、「在宅医療・介護の連携推進」「認知症ケアの推進」「生活支援体制の整備」等が市町村業務として明示されました。その後、平成 29 年の地域包括ケアシステム強化一括法では、高齢者の自立支援・重度化防止に向け保険者機能を強化すること、医療・介護の連携をさらに推進すること等が謳われています。第 7 期計画では、地域包括ケアシステムを強化する取組を進めていきます。

主な取組

○要介護（支援）者の自立支援に向けた地域ケア会議の開催【基本構造 1－②】

- * 高齢者あんしん支援センターと連携して、リハビリテーション専門職等の多職種が参画する地域ケア会議を毎月開催し、要介護（支援）者の自立及び重度化防止を支援

○住民主体の介護予防活動立ち上げに対する支援【基本構造 2－①】

- * 「介護予防・日常生活支援総合事業」により、介護予防にかかるサービスを総合的に提供
- * 介護予防等の取組を行う住民主体の集いの場にリハビリテーション職等を派遣し、介護予防に効果のある体操の指導や助言を行う等、運営や立ち上げを支援

○住民相互の助け合い活動の活性化【基本構造 2－②】

- * 生活支援コーディネーターを中心として、研修会や住民アンケートを実施する等、コミュニティセンター単位での活動を地域住民や関係者と協働で推進

○「在宅医療と介護連携のための指針」に基づく連携の強化【基本構造 3－①】

- * 「在宅医療介護連携推進事業」により医療と介護の連携をさらに推進
- * 「在宅医療と介護連携のための指針」により、関係団体の理解・協力を得ながら取組を推進

○認知症ケアの推進【基本構造 3－②】

- * 国の「新オレンジプラン」に基づき、関係機関と連携しながら、「認知症に対する正しい理解の普及」「認知症の早期発見・早期対応」「認知症の人と家族を支援するネットワークの推進」等の認知症ケアの取組をさらに推進

2 介護サービス基盤の整備

計画期間の要介護（支援）認定者数の推計等に基づき、介護サービス基盤の整備を行います。具体的には、地域密着型サービスのうち、小規模な生活単位で認知症ケアを行う「認知症グループホーム」の定員増と、医療・介護の両面から 24 時間体制で在宅生活を支援する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の増設を計画しています。

主な取組

○地域密着型サービスの整備【基本構造4-②】

- * 地域密着型サービス…当該市町村の住民のみが利用できるサービス。住民が可能な限り住み慣れた地域で生活継続ができるよう、日常生活圏域（概ね中学校区）ごとにサービスの必要量を見込みながら整備

①認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

区分	平成29年度末の既整備数	うち第6期事業計画期間中の整備数	第7期整備計画数	合計
定員数	522床	0	108床	630床
ユニット数	58	0	12	70

※1ユニット 9床

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護

区分	平成29年度末の既整備数	うち第6期事業計画期間中の整備数	第7期整備計画数	合計
施設数	1	1	1	2

※第6期計画において、斐川西圏域に1箇所整備

3 介護分野の課題を踏まえた市独自の取組

介護職場における人手不足は益々顕著となっていることから、介護人材の確保・定着に向けた取組をさらに推進していきます。

また、市の独自事業として行っている「認知症グループホーム利用者負担軽減事業」及び「老老介護支援事業」を拡充し、住み慣れた家庭（地域）での生活が継続できるよう支援します。

主な取組

○介護人材の確保・定着に向けた取組の推進【基本構造4-③】

- * 市のホームページにより介護の魅力を発信する取組、介護現場の見学や介護福祉士養成学校の体験授業など若い世代へ情報発信を行う取組、介護事業経営者に向けた研修会の開催など人材定着に向けた取組を実施
- * 「介護人材の確保・定着に係るプロジェクト会議」において人材確保の有効方策を逐次検討

○出雲市独自事業の拡充【基本構造4-⑤】

- * 認知症グループホーム利用者負担軽減事業：軽減額を増額
- * 老老介護支援事業：事業対象者を拡大

V 計画の進捗管理

本計画を着実に進めるため、毎年度、介護保険運営協議会及び介護給付部会等の各部会を開催し、計画の進捗状況について点検・評価を行います。

また、本計画の上位計画である「第3次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(H30～34年度)の進捗管理と並行して、市民意識調査の結果を取組に生かしていきます。

